

呉市中小企業等事業再構築促進事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ポストコロナやウィズコロナ時代の社会変化に対応するため、国の中小企業等事業再構築促進事業を活用して、新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編等の取組を通じた規模の拡大等を目指す企業、団体等の負担を軽減し、その事業継続を支援するため、予算の範囲内で呉市中小企業等事業再構築促進事業支援補助金（以下「市補助金」という。）を交付することについて、呉市補助金等交付規則（昭和63年呉市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市補助金の対象となる事業)

第2条 市補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国が令和2年度第3次補正予算及び令和3年度補正予算において実施する中小企業等事業再構築促進事業で、当該国庫補助金の交付額の確定を受けた事業とする。

(市補助金の対象者)

第3条 市補助金の対象となる者は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 市内において補助対象事業を実施し、国庫補助金の交付額の確定を受けた者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当しない者
- (4) 公的資金の交付先として社会通念上適正であると市長が認める者

(市補助金の額)

第4条 市補助金の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市補助金の対象となる者が、市内の休止・閉鎖・事業再編等を発表した従業員概ね300人以上の事業所（以下「休止等大規模事業所」という）との取引がある場合で、別表第2に定める要件を満たす者については、同表の加算措置を行う。

(交付申請)

第5条 市補助金の交付を受けようとする者は、呉市中小企業等事業再構築促進事業支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る国庫補助金の交付額の確定通知書の写し
- (2) 補助対象事業に係る国庫補助金の実績報告書の写し
- (3) 法人の登記事項証明書（個人事業者にあっては住民票。提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）の写し
- (4) 市税の滞納のない証明書（提出日前3か月以内に発行されたものに限る。）の写し
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項に規定する加算措置を受けようとする場合は、前項各号に掲げる書類に加えて、総売上額に対する休止等大規模事業所との取引とその内容を証する書類の写しを添付しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、呉市中小企業等事業再構築促進事業支援補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号。以下「決定通知書兼確定通知書」という。）により、申請者に市補助金の交付の決定及び額の確定通知を行うものとする。

(市補助金の交付等)

第7条 前条の規定により市補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、当該決定通知書兼確定通知書に基づき、呉市中小企業等事業再構築促進事業支援補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、補助事業者に対し、速やかに市補助金を交付するものとする。
- 3 補助事業者は、補助対象事業により財産を取得し、又は財産の効用が増加したときは、市長が必要と認める間、当該取得し、又は効用の増加した財産に係る管理状況を市長の求めに応じて報告しなければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により市補助金の交付を受けたとき。
- (2) 市補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助対象事業に係る国庫補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。
- (4) 市補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (5) その他市長が不適当と認める行為があったとき。

(返還)

第9条 市長は、前条の規定により市補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該市補助金が支払われているときは、当該取消しに係る市補助金に関し、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月28日から実施し、第2条の規定により中小企業等事業再構築促進事業に係る国庫補助金の額の確定を受けた事業について適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施し、第2条の規定により中小企業等事業再構築促進事業に係る国庫補助金の額の確定を受けた事業について適用する。

別表第1（第4条関係）

市補助金の額
当該補助対象経費（消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等」という。）を除く。）から、補助対象事業において国から交付を受ける国庫補助金の額（以下「国庫補助決定額」という。）を差し引いた金額に1／10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、その上限を3,000,000円とする。

別表第2（第4条関係）

要 件	市補助金の加算措置の額
休止等大規模事業所との取引割合が、総売上額の1割から3割までを占める場合	当該補助対象経費から、国庫補助決定額を差し引いた金額に1／10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、その上限を1,000,000円とする。
休止等大規模事業所との取引割合が、総売上額の3割を超える5割までを占める場合	当該補助対象経費から、国庫補助決定額を差し引いた金額に1／10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、その上限を2,000,000円とする。
休止等大規模事業所との取引割合が、総売上額の5割超を占める場合	当該補助対象経費から、国庫補助決定額を差し引いた金額に1／10を乗じた額（千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、その上限を3,000,000円とする。